

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新処遇改善加算創設に伴う6月適用分体制届の提出について

日頃から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力をいただきお礼申し上げます。

令和6年6月から福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等加算（以下、「旧処遇改善加算等」とする。）が一本化され、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「新処遇改善加算」とする。）が創設されます。この新処遇改善加算を算定する場合は、体制届の提出が必要ですので、下記により届出をお願いします。

記

1 提出期限

令和6年5月15日（水）※郵送の場合は、消印有効

※ 6月から新処遇改善加算を算定する場合は、必ず届出を行ってください。



注：旧処遇改善加算等から継続の場合も含まれます。

2 提出方法

<変更する項目が、新処遇改善加算のみの場合>

- ・原則、オンライン申請フォームにてご提出ください。
- ・オンライン申請フォームが使用できない場合は、郵送にてご提出ください。
- ・オンライン申請フォームのURL及び郵送の提出先は、「3 提出先」をご確認ください。

<変更する項目が、新処遇改善加算以外にある場合>

- ・郵送にてご提出ください。
- ・提出先は、「3 提出先」をご確認ください。

3 提出先

(1) 岐阜圏域（岐阜市（指定障害児入所施設のみ）、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）にある事業所・施設の場合

【オンライン申請フォームの URL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/576352>

【郵送提出先】

岐阜県 健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課

（住所：500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第 2 棟 4 階）

(2) 岐阜圏域以外にある事業所・施設の場合

【オンライン申請フォームの URL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/574234>

【郵送提出先】

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

（住所：500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 12 階）

※岐阜市が所管する事業所等については、岐阜市に提出ください。

4 提出様式（様式等は岐阜県公式ホームページに掲載しています。）

※「体制様式（総括表）」を 6 月適用分に更新しておりますので、更新後の様式を使用してください。

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_4812.html

（障害者総合支援法関係・様式等）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html>

（児童福祉法関係・様式等）

5 関係通知

○厚生労働省公式ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

（令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について）

○こども家庭庁公式ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

（令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について）

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	佐藤・高田・ 島田・澤本
電 話	058-272-8302（直通）		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		
所 属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係 長	永 田	担 当	秋 山
電 話	058-272-8287（直通）		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		